ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら整形外科又は脳神経外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　整形外科専門医又は脳神経外科専門医（社団法人日本脳神経外科学会（平成十五年十二月四日に社団法人日本脳神経外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　整形外科又は脳神経外科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　臨床工学技士が配置されていること。

④　病床を有していること。

⑤　当直体制が整備されていること。

⑥　緊急手術体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑩　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

⑪　届出後当該療養を十例実施するまでの間は、症例ごとに、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

九　造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白の測定

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら血液内科又は小児科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

②　血液専門医（社団法人日本血液学会（平成二年六月一日に社団法人日本血液学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　血液内科又は小児科を標榜していること。

②　病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）が設置され、専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）が配置されていること。

③　薬剤師が配置されていること。

④　臨床検査技師が配置されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　当該療養について症例を実施していること。

十　悪性高熱症診断法（スキンドファイバー法）

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

悪性高熱症が強く疑われるもの（手術が予定されている場合に限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら麻酔科に従事していること。

②　麻酔科専門医（社団法人日本麻酔科学会（平成十三年六月二十日に社団法人日本麻酔科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　当直体制が整備されていること。

④　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

十一　CTガイド下気管支鏡検査

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

肺腫瘍

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら呼吸器内科又は呼吸器外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　呼吸器専門医（社団法人日本呼吸器学会（平成十四年八月二十二日に社団法人日本呼吸器学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）又は気管支鏡専門医（特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　呼吸器内科又は呼吸器外科、放射線科及び麻酔科を標榜していること。

②　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

③　診療放射線技師が配置されていること。

④　当直体制が整備されていること。

⑤　緊急手術体制が整備されていること。

⑥　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑦　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑧　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑩　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十二　先天性血液凝固異常症の遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

アンチトロンビン欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、先天性アンチトロンビンⅢ欠乏症、先天性ヘパリンコファクターⅡ欠乏症又は先天性プラスミノゲン欠乏症